

別紙

令和5年3月 森林整備保全事業工事特別仕様書 新旧対照表
(関係部分のみ抜粋)

北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」の制定について</p> <p>平成 29 年 6 月 30 日付け 29 北森二第 22 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 5 年 2 月 28 日 4 北森二第 46 号</p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。 なお、「北海道森林管理局 治山工事特別仕様書（平成 22 年 4 月 16 日付け 21 北治第 8 2 8 号）」及び「北海道森林管理局 林道工事特別仕様書（平成 22 年 3 月 20 日付け 21 北森二第 3 5 号）」については平成 29 年 6 月 30 日付けで廃止する。</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業特別仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 通 則 〔略〕 第 1 条 適 用 〔略〕 第 2 条 火災保険等（保険の付保及び事故の補償） 1～4 〔略〕 第 3 条 諸法令の遵守 〔略〕 第 4 条 工事現場管理（工事標示板等） 〔略〕 第 5 条 施工管理 〔略〕 第 6 条 建設副産物 〔略〕 第 7 条 余裕期間 〔略〕 第 8 条 現場環境改善費（快適トイレ） 〔略〕 第 9 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化 〔略〕</p> <p>第 10 条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領 1 総則 (1) 目的 森林整備保全事業の工事における情報共有システムの活用は、受発注者間のコミュニケーションの円滑化や事務負担の軽減等を図り、工事等の適正な履行を確保することを目的とする。</p>	<p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」の制定について</p> <p>平成 29 年 6 月 30 日付け 29 北森二第 22 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 4 年 3 月 28 日 2 北森二第 64 号</p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。 なお、「北海道森林管理局 治山工事特別仕様書（平成 22 年 4 月 16 日付け 21 北治第 8 2 8 号）」及び「北海道森林管理局 林道工事特別仕様書（平成 22 年 3 月 20 日付け 21 北森二第 3 5 号）」については平成 29 年 6 月 30 日付けで廃止する。</p> <p style="text-align: center;">森林整備保全事業特別仕様書</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 通 則 〔略〕 第 1 条 適 用 〔略〕 第 2 条 火災保険等（保険の付保及び事故の補償） 1～4 〔略〕 第 3 条 諸法令の遵守 〔略〕 第 4 条 工事現場管理（工事標示板等） 〔略〕 第 5 条 施工管理 〔略〕 第 6 条 建設副産物 〔略〕 第 7 条 余裕期間 〔略〕 第 8 条 現場環境改善費（快適トイレ） 〔略〕 第 9 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化 〔略〕</p> <p>第 10 条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領 1 総則 (1) 目的 森林土木工事における情報共有システムの活用は、工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「受発注者の事務負担の軽減」等を図り、工事の適正な履行を確保することを目的とする。</p>

(2) 用語の定義

本要領で用いる用語のうち、「森林整備保全事業工事標準仕様書」（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）に定義する用語以外の定義は以下のとおりとする。

(削る)

- ① 情報共有システムのサービス提供者
インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。
- ② 利用者
情報共有システムを使用して工事関係書類の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。
- ③ 承認者
発議された工事関係書類について承認する者をいう。
- ④ 閲覧者
発議された工事関係書類について閲覧する者をいう。
- ⑤ 差し戻し
発議された工事関係書類が承認できない場合に、書類を発議者又は前の承認者にその理由とともに返却することをいう。

(3) 情報共有システムの要件

情報共有システムは、工事の場合は別表 1 - 1 の機能を満たすものを要件とする。

(4) 情報共有システムの利用上の留意点

- ① 情報共有システムの契約
ア 受注者は、工事等で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。
また、情報共有システムのサービス提供者については、本システムを導入している国土交通省が公表している「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況（導入担当者向け）」を参考にしても差し支えないものとする。

情報共有システム提供者における機能要件の対応状況【国土交通省ホームページ URL】
http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

イ 情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

ウ 情報共有システムのサービス提供者とは、工事等着手前に契約を行い、工事等着手前に提出する書類についても情報共有システムを利用するものとする。

- ② 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
利用者は 2 (2) による登録を経て、アカウント（ID、パスワード）を得た時点から利用制限を付与されたものとする。アカウントを得た利用者は、可能な限り情報共有システムの利用に努めるものとする。
- ① アカウント管理の徹底
アカウントが第三者に知れ渡ると、工事関係書類の漏えいや、改ざん等のおそれがあるため、利用者は、アカウントの管理を徹底するものとする。なお、パスワードは、利用者ごとに設定するものとする。

(2) 用語の定義

本要領で用いる用語のうち、「森林整備保全事業工事標準仕様書」（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）に定義する用語以外の定義は以下のとおりとする。

- ① 情報共有システム
情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- ② 情報共有システムのサービス提供者
インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。
- ③ 利用者
情報共有システムを使用して工事帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。
- ④ 承認者
発議された工事関係書類について承認する者をいう。
- ⑤ 閲覧者
発議された工事関係書類について閲覧する者をいう。
- ⑥ 差し戻し
発議された工事関係書類が承認できない場合に、書類を発議者または前の承認者にその理由とともに返却することをいう。

(3) 情報共有システムの要件

情報共有システムは、別表 1 の機能を満たすものでなければならない。

(4) 情報共有システムの利用上の留意点

- ① 情報共有システムの契約
ア 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。

(新設)

イ 情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとし、契約締結後は、契約を証する写しを監督職員に提出するものとする。
(新設)

- ② 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
利用者は 2 - (2) による登録を経て、アカウント（ID、パスワード）を得た時点から利用制限を付与されたものとする。アカウントを得た利用者は、情報共有システムの利用に努めるものとする。
- ③ アカウント管理の徹底
アカウントが第三者に渡ると、工事関係書類の漏洩や、改ざん等の恐れがあるため、利用者は、アカウントの管理を徹底するものとする。なお、パスワードは、利用者ごとに設定する。

(5) 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容

受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約については、次の内容を含めるものとする。①
サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制及びヘルプデスク等を通じて問合せ及び要望に応える体制を整えること。②
サービス提供者は、不正アクセス等により、情報漏えい、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い、適正な処理を行うこと。③
②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると発注者若しくは受注者が判断した場合又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者は、サービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用契約を解除することができること。④
サービス提供者が定める約款等より、本実施要領を優先させること。

(6) 費用 情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、以下のとおりとする。①
工事の情報共有システムの利用に係る費用は、共通仮設費率（技術管理費）の率②
内に含まれている。②
情報共有システムの操作に係る研修（発注者も含まれる場合に限る。）や緊急時の対応等に費用が生じた場合は、別途監督職員と協議すること。

2 準備
(1) 情報共有システム利用環境
情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、別表2及び別表3によるものとする。
(削る)

(2) 利用者の決定
受発注者は、契約した情報共有システムの操作手順に従い、利用者の役職、氏名、メールアドレス等の情報を登録するものとする。

3 情報共有システムの利用
(1) 情報共有システムで扱う工事関係書類
(削る)
① 森林整備保全事業（林道工事及び治山工事）に係る工事書類の様式について（令和

(5) 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容

受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約については、次の内容を含めた契約を行うものとする。
① サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制及びヘルプデスク等を通じて問合せ及び要望に応える体制を整えること。
② サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防衛し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止などがあった場合、速やかに受注者に連絡を行い、適正な処理を行うこと。
③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると発注者若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者は、サービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用契約を解除することができること。
④ サービス提供者が定める約款等より、本実施要領が優先すること。

(6) 費用 情報共有システムの利用に係る費用は、以下のとおりとする。
① 情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。
② 情報共有システムの操作に係る研修（発注者も含まれる場合に限る）や緊急時の対応等に費用が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

2 準備
(1) 情報共有システム利用環境
情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、別表2及び別表3によるものとする。また、受注者は、以下の確認等を行うものとする。

- ① 通信回線の確認
受注者は、現場事務所等におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線等の通信速度及び実効速度等について確認し、利用できる体制を整えるものとする。なお、環境を整えることが不可能な場合は、監督職員と協議するものとする。
- ② 対応パソコン・OS等の確認
受注者は、使用する端末（パソコンのOSやCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度等）について確認し、利用できる体制を整え、現場事務所を使用する端末の形式・型番を監督職員と協議するものとする。
- ③ 対応ウェブブラウザの確認
受注者は、使用するウェブブラウザについて確認し、利用できる体制を整えるものとする。
- ④ セキュリティの確認
受注者は、情報共有システムに係るデータの保管やサイバー攻撃、不正アクセス等に対するセキュリティ対策及び要件について、サービス提供者に確認し、監督職員に報告するものとする。

(2) 利用者の決定
受発注者は、契約した情報共有システムの操作手順に従い、利用者の役職・氏名・メールアドレス等の情報を登録するものとする。

3 情報共有システムの利用
(1) 情報共有システムで扱う工事関係書類
監督職員と協議して定めるものとする。
(新設)

4年12月26日付け4林国業第191号林野庁長官通知)の工事関係書類一覧表に掲げる書類とする。

- (2) 個人情報等の扱い
個人情報等が含まれる機密性の高い資料等は、情報共有システム内で取り扱**わないものとする**。
- (3) 情報共有システムで扱う工事関係書類の処理
情報共有システムで扱う工事関係書類については、掲示板機能、発議書作成機能及びワークフロー機能により処理するものとする。
- (4) 情報共有システムで扱う工事関係書類の整理
受注者は、情報共有システムで扱う工事関係書類について、受発注者が閲覧・検索を容易にできるよう種**別ごと**にフォルダ分けを行い整理するものとする。
- (5) セキュリティの確保
 - ① 受注者は、情報共有システムを利用する端末に2(1)による要件を満たしたセキュリティ対策を施すものとする。
 - ② 受注者は、端末の保管方法や事務所等の施錠方法を定め、盗難対策を徹底させるとともに、休日、夜間は現場事務所等に端末を存置したままにしないものとする。また、端末を移動させる場合は、利用者の手元から離さないようにしなければならない。
- (6) 工事等完成後のデータの取扱い
受注者は、契約終了後、情報共有システム上の全てのデータを消去すること。なお、受注者は、サービス提供者との契約が終了するまでに、情報共有システム上の全てのデータが消去される時期についてサービス提供者に確認し、監督職員に報告するものとする。
- (削る)
- (7) 情報共有システムで扱**わない**工事関係書類の取扱い
情報共有システムで扱**わない**工事関係書類については、従来どおり紙により提出するものとする。

4 検査における工事関係書類の取扱い

(削る)

- 電子納品データを活用した電子検査を行う場合は以下のとおりとする。
- (1) 工事関係書類の検査(完成検査)においては、情報共有システムで処理した工事関係書類は紙に出力せずに、電子データを利用した電子検査とする。
- (2) 工事関係書類の電子データが大容量の場合で通信環境においては円滑な動作に支障があるときは、情報共有システムから出力した電子データを表示したオフライン環境での電子検査とする(通信環境が良好で電子検査時に適切な表示が可能であれば、オンライ

- (2) 個人情報等の扱い
個人情報等が含まれる機密性の高い資料等は、情報共有システム内で取り扱**ってはならない**。
- (3) 情報共有システムで扱う工事関係書類の処理
情報共有システムで扱う工事関係書類については、掲示板機能、発議書作成機能及びワークフロー機能により処理するものとする。なお、情報共有システムで扱う工事関係書類については、森林整備保全事業工事標準仕様書で定義する「書面」として認めるものとする。
- (4) 情報共有システムで扱う工事書類の整理
受注者は、情報共有システムで扱う工事関係書類について、受発注者が閲覧・検索を容易にできるよう種**類毎**にフォルダ分けを行い整理するものとする。
- (5) 現場事務所等での使用
 - ① 現場事務所等で使用する端末は、受注者のセキュリティ対策を施したものとし、2(1)一②により監督職員に報告した端末とする。
 - ② 現場事務所等で端末を使用する場合は、保管方法や事務所等の施錠方法を定め、盗難対策を徹底させるとともに、休日、夜間は現場事務所等に端末を保管したままにしないものとする。また、端末を異動させる場合は利用者の手元から離さないようにしなければならない。
- (6) データバックアップ体制
受注者は、サービス提供者が行うデータバックアップとは別に、情報共有システムで取扱うデータのバックアップを行わなければならない。なお、バックアップ体制として、バックアップ担当者氏名、頻度、媒体、媒体保管場所を監督職員に報告するものとする。
- (7) 工事完成後のデータと提出書類の取扱い
受注者は、サービス提供者との契約が終了するまでに、情報共有システム上の全てのデータが消去される時期についてサービス提供者に確認し、監督職員に報告するものとする。
なお、試行の間は完成時に情報共有システムで扱った関係書類について印刷の上、紙媒体も提出するものとする。
- (8) 情報共有システムで扱**わない**工事関係書類の取扱い
情報共有システムで扱**わない**工事関係書類については、従来どおり紙により提出するものとする。

4 検査における工事関係書類の取扱い

- 情報共有システムで扱う工事関係書類の検査(工事完成検査・既済部分検査・中間技術検査)は、パソコンやプロジェクター等を用い電子データ(以下「電子検査」という。)で行うことができるものとする。なお、電子検査を行う際に必要となるパソコンやプロジェクター等の機材については、受注者が準備するものとする。
- また、情報共有システムで扱**わない**工事関係書類の検査は、従来どおり紙により行うものとする。
- (新設)

- ン環境での電子検査も可能とする。)
- (3) 電子検査については、パソコン、プロジェクター等を用いて行うものとする。なお、必要となるパソコン、プロジェクター等の機材については、原則として受注者が準備するものとするが、監督職員と協議の上、発注者が準備することもできる。
- (4) 受注者は、電子検査の実施に当たり、工事関係書類のフォルダ構成をツリー構造で表示させるとともに、ウィンドウの切り替え等で複数の資料の閲覧を可能とし、電子検査を円滑に実施するよう努めることとする。

5 各種要件等の取扱い
(削る)

別表 1

「森林整備保全事業」の工事における受発注者間の情報共有システム実施要領の機能と要件

	機 能	要 件
1	工事基本情報 管理機能	○満たすべき要件 (1)システムへの直接入力です工事基本情報を登録できる。 (2)登録した工事基本情報を修正、削除、参照できる。 (3)登録した工事基本情報を発議書類作成機能等で利用できる。 (削る)
2	掲示板機能	○満たすべき要件 (1)受発注者間で交換・共有する情報（以下、「記事等」という。）を登録・削除・閲覧できる。 (2)記事等には、タイトル、登録者名、登録日時等を管理できる。 (3)記事等に対して、返信コメントを登録できる。 (4)記事等には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。 (5)記事等には、閲覧可能は利用者の範囲を設定できる。 (6)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事で登録された記事等をツリー構造等で一覧表示できる。 (7)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事で記事等を一括して登録、修正、削除できる。 (8)ログイン時に、担当する工事に関する未読の記事等のタイトル一覧を表示できる。 (9)記事等のタイトル、登録者名、登録日時から記事等を検索できる。 ○満たすことが望ましい要件 (10)記事等の登録時に、設定したメンバーに登録情報を電子メール等で通知できる。

5 各種要件等の取扱い
機能と要件・情報共有システム利用環境・情報共有システムセキュリティ要件については下記別表 1～3とする。

別表 1

「森林土木工事」における受発注者間の情報共有システム実施要領の機能と要件

	機 能	要 件
1	工事基本情報 管理機能	(新設) (1)システムへの直接入力です工事基本情報を登録できる。 (2)登録した工事基本情報を修正、削除、参照できる。 (3)登録した工事基本情報を発議書類作成機能等で利用できる。 (4)工事実績情報システム（コリンズ）ファイルの登録内容を取り込み、工事基本情報として利用できる。
2	掲示板機能	(新設) (1)受発注者間で交換・共有する情報（以下、「記事等」という。）を登録・削除・閲覧できる。 (2)記事等には、タイトル、登録者名、登録日時等を管理できる。 (3)記事等に対して、返信コメントを登録できる。 (4)記事等には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。 (5)記事等には、閲覧可能は利用者の範囲を設定できる。 (6)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事で登録された記事等をツリー構造等で一覧表示できる。 (7)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事で記事等を一括して登録、修正、削除できる。 (8)ログイン時に、担当する工事に関する未読の記事等のタイトル一覧を表示できる。 (9)記事等のタイトル、登録者名、登録日時から記事等を検索できる。 (新設)

		(11)同一システムを利用する利用者のグループ設定が任意にできる。グループのメンバーが関係する工事に登録された掲示板の記事等を一元的に表示できる。			
3	発議書類作成機能	<p>○満たすべき要件</p> <p>(1)工事関係書類を作成、修正、削除できる。</p> <p>(2)作成時に必須項目に未記入があった場合は、エラーメッセージを表示できる。</p> <p>(3)工事基本情報が、工事関係書類の入力フォームに反映できる。</p> <p>(4)以前作成した工事関係書類の記載内容を利用して、新たに別の工事関係書類の作成ができる。</p> <p>(5)作成中の発議書類は、一時保存することができる。</p> <p>(6)一時保存した発議資料を修正・削除できる。</p> <p>(7)発議書類には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。</p> <p>○満たすことが望ましい要件</p> <p>(8)情報共有システム及び外部システムで作成した書類を発議単位で取りまとめることができる。</p> <p>(9)工事関係書類及びその他の添付書類（図面等の参考資料）を発議単位で登録できる。</p> <p>(10)取りまとめた発議書類のデータの表示順応（発議書類を構成するファイルの順序、ページ順序等）を維持できる。</p>	3	発議書類作成機能	<p>(新設)</p> <p>(1)工事関係書類を作成、修正、削除できる。</p> <p>(2)作成時に必須項目に未記入があった場合は、エラーメッセージを表示できる。</p> <p>(3)工事基本情報が、工事関係書類の入力フォームに反映できる。</p> <p>(4)以前作成した工事関係書類の記載内容を利用して、新たに別の工事関係書類の作成ができる。</p> <p>(5)作成中の発議書類は、一時保存することができる。</p> <p>(6)一時保存した発議資料を修正・削除できる。</p> <p>(7)発議書類には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。</p> <p>(新設)</p>
4	ワークフロー機能	<p>○満たすべき要件</p> <p>(1)システム内で電子決裁処理ができる。</p> <p>(2)回答予定日を設定できる。</p> <p>(3)中間処理・回答日、最終処理・回答日を設定できる。</p> <p>(4)発議書類の承認履歴、現在の承認状況等を一覧表示により確認できる。</p> <p>(5)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事の発議書類の承認履歴及び現在の承認状況等を一覧で見る。</p> <p>(6)一覧には、工事名、タイトル、承認・閲覧状況等を表示できる。</p> <p>(7)一覧表示した情報を絞り込み表示、並び替えできる。</p> <p>(8)承認者及び閲覧者（以下、「承認者等」という。）の選択及</p>	4	ワークフロー機能	<p>(新設)</p> <p>(1)システム内で電子決裁処理ができる。</p> <p>(2)回答予定日を設定できる。</p> <p>(3)中間処理・回答日、最終処理・回答日を設定できる。</p> <p>(4)発議書類の承認履歴、現在の承認状況等を一覧表示により確認できる。</p> <p>(5)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事の発議書類の承認履歴及び現在の承認状況等を一覧で見る。</p> <p>(6)一覧には、工事名、タイトル、承認・閲覧状況等を表示できる。</p> <p>(7)一覧表示した情報を絞り込み表示、並び替えできる。</p> <p>(8)承認者及び閲覧者（以下、「承認者等」という。）の選択及びワークフローの順番が設定できる。</p>

		<p>びワークフローの順番が設定できる。</p> <p>(9)発議者は発議種類に対する説明等のコメントを付与することができ、承認者等がコメントを確認することができる。</p> <p>(10)発議者は、承認者等に対し、電子メールで発議を通知することができる。</p> <p>(11)承認者は、発議文書に対し承認、差し戻しを行うことができる。</p> <p>(12)差し戻しは、発議書類の発議者または前の承認者に対して行うことができる。</p> <p>(13)承認者は、処理・回答内容欄を含む工事関係書類について、処理・回答内容を入力できる。</p> <p>(14)承認者は、発議書類に対する所見等をコメントとして登録でき、発議者及び他の承認者等が確認できる。</p> <p>(15)承認者は、発議者に対し電子メールで承認、差し戻しを通知することができる。</p> <p>(16)決裁中の工事関係書類が差し戻し等により修正等となった場合には、修正日や修正内容等が履歴として表示できる。</p> <p>(17)単純な書類の入力ミス等に対応できるように、決裁が完了した工事関係書類について、発議日や最終処理・回答日を修正することができる。</p> <p>(18)発議書類の承認履歴を電子データ等で出力できる。</p> <p>○満たすことが望ましい要件</p> <p>(19)受発注者が回答を登録した段階で、電子メール等を活用して回答状況を知らせることができる。</p> <p>(20)発議者は、電子メール等で発議を通知する時、メール等に「重要」、「通常」等の選択ができ、そのメール受信可否の設定が利用者ごとに行える。</p> <p>(21)承認者不在時にあらかじめ定められた代理者により代理承認を行うことができる。(代理承認機能)</p> <p>(22)承認者不在時に、上位承認者が先に承認を行い、不在承認者が後で承認できる(後関機能)。</p>			<p>(9)発議者は発議種類に対する説明等のコメントを付与することができ、承認者等がコメントを確認することができる。</p> <p>(10)発議者は、承認者等に対し、電子メールで発議を通知することができる。</p> <p>(11)承認者は、発議文書に対し承認、差し戻しを行うことができる。</p> <p>(12)差し戻しは、発議書類の発議者または前の承認者に対して行うことができる。</p> <p>(13)承認者は、処理・回答内容欄を含む工事関係書類について、処理・回答内容を入力できる。</p> <p>(14)承認者は、発議書類に対する所見等をコメントとして登録でき、発議者及び他の承認者等が確認できる。</p> <p>(15)承認者は、発議者に対し電子メールで承認、差し戻しを通知することができる。</p> <p>(16)決裁中の工事関係書類が差し戻し等により修正等となった場合には、修正日や修正内容等が履歴として表示できる。</p> <p>(17)単純な書類の入力ミス等に対応できるように、決裁が完了した工事関係書類について、発議日や最終処理・回答日を修正することができる。</p> <p>(18)発議書類の承認履歴を電子データ等で出力できる。</p> <p>(新設)</p>
5	書類管理機能	<p>○満たすべき要件</p> <p>(1)工事関係書類をフォルダ分けして、体系的に管理できる。(フォルダ分けは、『林道工事及び治山工事における施工管理等の様式について』に基づき分類する。)</p> <p>(2)工事書類は、フォルダを指定して登録できる。</p>	5	書類管理機能	<p>(新設)</p> <p>(1)工事関係書類をフォルダ分けして、体系的に管理できる。(フォルダ分けは、『林道工事及び治山工事における施工管理等の様式について』に基づき分類する。)</p> <p>(2)工事書類は、フォルダを指定して登録できる。</p>

		<p>(3)フォルダは適宜追加、修正、削除することができる。</p> <p>(4)工事関係書類は、分類、日付等により検索、並べ替えし、一覧表示できる。</p> <p>(5)工事関係書類を閲覧できる。</p> <p>(6)ファイルを指定してファイルを出力できる。</p> <p>(7)工事関係書類を一覧表として、Excel、CSV等の形式でファイルを取得でき、資料として活用できる。</p> <p>○満たすことが望ましい要件</p> <p>(8)工事関係書類の承認の記録(承認者名等)を表示できる。</p>			<p>(3)フォルダは適宜追加、修正、削除することができる。</p> <p>(4)工事関係書類は、分類、日付等により検索、並べ替えし、一覧表示できる。</p> <p>(5)工事関係書類を閲覧できる。</p> <p>(6)ファイルを指定してファイルを出力できる。</p> <p>(7)工事関係書類を一覧表として、Excel、CSV等の形式でファイルを取得でき、資料として活用できる。</p> <p>(新設)</p>
6	工事関係書類出力機能	<p>○満たすべき要件</p> <p>(1)登録した工事関係書類は、外部媒体にフォルダ構成、ファイル名を保持したまま、一部又は全部をファイル出力できる。</p>	6	工事関係書類出力機能	<p>(新設)</p> <p>(1)登録した工事関係書類は、外部媒体にフォルダ構成、ファイル名を保持したまま、一部または全部をファイル出力できる。</p>
7	スケジュール管理機能	<p>○満たすべき要件</p> <p>(1)個人の予定を登録、修正、削除、参照できる。</p> <p>(2)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数又は全ての工事について、それらの工事を担当する複数又は全利用者の予定を一画面に統合して参照できる。</p> <p>(3)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数の工事で予定を一括して登録、修正、削除できる。</p> <p>(4)受注者は、監督職員の予定のうち、当該工事に関係する予定と当該工事以外の予定の有無を参照できる。</p> <p>(5)監督職員が登録するスケジュールの予定は、公開を前提としているが選択によって非公開にできる。</p> <p>(6)スケジュール連携機能として、国際標準フォーマットで作成されグループウェアから出力したスケジュールデータを情報共有システムに取り込み、個人のスケジュールに登録することができる。</p>	7	スケジュール管理機能	<p>(新設)</p> <p>(1)個人の予定を登録、修正、削除、参照できる。</p> <p>(2)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事について、それらの工事を担当する複数または全利用者の予定を一画面に統合して参照できる。</p> <p>(3)同一システムを利用する監督職員が、担当する複数の工事で予定を一括して登録、修正、削除できる。</p>
8	システム管理機能	<p>○満たすべき要件</p> <p>(1)利用者ごとにID、パスワード、メールアドレス、使用できる機能及び権限等を登録、変更、削除できる。</p> <p>(2)複数の工事を担当する監督職員は、同一のID、パスワードによりログインすることができる。</p> <p>(3)権限者が利用者ごとに使用できる機能及び権限を設定できる。</p> <p>(4)発注機関の名称、組織名、職位名、国民の祝日等の暦情報、通知メールの雛形文書等、共通して利用する各種マスタ情報を登録、変更、削除できる。</p>	8	システム管理機能	<p>(新設)</p> <p>(1)利用者ごとにID、パスワード、メールアドレス、使用できる機能及び権限等を登録、変更、削除できる。</p> <p>(2)複数の工事を担当する監督職員は、同一のID、パスワードによりログインすることができる。</p> <p>(新設)</p>

○満たすことが望ましい要件
 (5) 主体認証の定期変更機能、推測されにくいパスワード設定についての機能の実装

別表 2

情報共有システム利用環境

項 目	条 件
1 通信回線	(削る) 1. 5 mbps 以上
2 ブラウザ	Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari
3 OS	上記ブラウザが表示可能なもの
4 ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
5 スマート端末	Android (削る) ios (削る)

別表 3

情報共有システムセキュリティ要件

項 目	条 件
1 アプリケーション、共通の対策	(1)アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器、ネットワーク稼働状況、障害を監視し、異常を検知できること (2)アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器について、定期的に脆弱性診断を実施し、また、脆弱性に関する情報(OS、その他ソフトウェアのパッチ情報等)を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。
2 暗号化	(1)利用者にID及びパスワードを通知する際、その暗号化が実施されること。暗号化ができない場合、ID発行時に暗号化が行われない旨を利用者に通知すること。 (2)情報共有システムに蓄積する利用者のパスワードは、暗号化が実施されること。 (3)利用者からの要請があった場合、直ちに当該IDによるシステムの利用を停止できること。

別表 2

情報共有システム利用環境

項 目	条 件
1 通信回線	ADSL (1. 5 mbps) 以上
2 ブラウザ	Internet Explorer 11、Microsoft Edge (新設)
3 OS	上記ブラウザが表示可能なもの
4 ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
5 スマート端末	Android4.0 以上 ios7.0 以上

別表 3

情報共有システムセキュリティ要件

項 目	条 件
1 アプリケーション、共通の対策	(1)アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器、ネットワーク稼働状況、障害を監視し、異常を検知できること (2)アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器について、定期的に脆弱性診断を実施し、また、脆弱性に関する情報(OS、その他ソフトウェアのパッチ情報等)を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。
2 暗号化	(1)利用者にID及びパスワードを通知する際、その暗号化が実施されること。暗号化ができない場合、ID発行時に暗号化が行われない旨を利用者に通知されること。 (2)情報共有システムに蓄積する利用者のパスワードは、暗号化が実施されること。 (3)利用者からの要請があった場合、直ちに当該IDによるシステムの利用を停止できること。

	<p>(4)暗号化のアルゴリズムは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(総務省、経済産業省 平成 25 年 3 月 1 日)に記載されたいずれかのものであること。</p> <p>(5)情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2 以上で暗号化されること。</p>		<p>(4)暗号化のアルゴリズムは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(総務省、経済産業省 平成 25 年 3 月 1 日)に記載されたいずれかのものであること。</p> <p>(5)情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.0 以上で暗号化されること。</p>
3 アクセス制御	<p>帳票(鑑)並びに帳票(添付)及びその他の添付資料、各保存して履歴等システム内のデータが不当に消去、改ざんされないように、アクセス制御が実施されること</p>		<p>(1)帳票(鑑)並びに帳票(添付)及びその他の添付資料、各保存して履歴等システム内のデータが不当に消去、改ざんされないように、アクセス制御が実施されること</p>
4 ネットワーク	<p>(1)ファイアウォール、リバースプロキシの導入等により外部及び外部からの不正アクセスを防止することができること。</p> <p>(2)フィッシング等を防止するため、サーバ証明書の取得等に必要な対策を実施できること。</p>		<p>(1)ファイアウォール、リバースプロキシの導入等により外部及び外部からの不正アクセスを防止することができること。</p> <p>(2)フィッシング等を防止するため、サーバ証明書の取得等に必要な対策を実施できること。</p>
5 物理的セキュリティ	<p>(1)サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、重要な物理的セキュリティ境界(カード制御による出入口、有人の受付等)に対して個人認証システムを用いた入退室管理が実施される部屋に設置されること。</p> <p>(2)適切に管理された鍵が取り付けられたサーバールームやラックに設置されること。</p>		<p>(1)サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、重要な物理的セキュリティ境界(カード制御による出入口、有人の受付等)に対して個人認証システムを用いた入退室管理が部屋に設置されること。</p> <p>(2)適切に管理された鍵が取り付けられたサーバールームやラックに設置されること。</p>
6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡の保存及び提供	<p>(1)情報セキュリティ監視(稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等)の実施基準・手順等を定め、監視記録を保存すること。</p> <p>(2)ASP・SaaS サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ、ネットワークの運用・管理に関する手順書を作成すること。</p>		<p>(1)情報セキュリティ監視(稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等)の実施基準・手順等を定め、監視記録を保存すること。</p> <p>(2)ASP・SaaS サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ、ネットワークの運用・管理に関する手順書を作成すること。</p>
7 インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信の監視	<p>外部ネットワークを利用した情報交換において、インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信を監視し、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するため、通信の暗号化を行うこと。</p>		<p>(1)外部ネットワークを利用した情報交換において、インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信を監視し、情報を盗撮、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するため、通信の暗号化を行うこと。</p>
8 クラウドサービスの委託先による情報の管理・保管の実施内容の確認	<p>(1)サービスデータ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報の定期的なバックアップを実施すること。</p> <p>(2)バックアップ方法(フルバックアップ、差分バックアップ等)、バックアップ対象(利用者のサービスデータ、アプリケー</p>		<p>(1)サービスデータ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報の定期的なバックアップを実施すること。バックアップ方法(フルバックアップ、差分バックアップ等)、バックアップ対象(利用者のサービスデータ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及</p>

	ションやサーバ・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報等)、バックアップの世代管理方法、バックアップの実施インターバル、バックアップのリストア方法等に関する手順書を作成すること。		びシステム構成情報等)、バックアップの世代管理方法、バックアップの実施インターバル、バックアップのリストア方法等に関する手順書を作成すること。
9 クラウドサービス上の脆弱性対策の実施内容の確認	ぜい弱性対策の実施内容を確認できること。	9 クラウドサービス上の脆弱性対策の実施内容の確認	(1)脆弱性対策の実施内容を確認できること。
10 クラウドサービス上の情報に係る復旧時点目標(RPO)等の指標を設定	クラウドサービスの稼働性能を明確化することは、利用者の安心した利用を促進する。そのため、復旧時点目標(RPO)等の指標を、契約書を通じて利用者に示すこと。	10 クラウドサービス上の情報に係る復旧時点目標(RPO)等の指標を設定	(1)クラウドサービスの稼働性能を明確化することは、利用者の安心した利用を促進する。そのため、復旧時点目標(RPO)等の指標を、契約書を通じて利用者に示すこと。
11 クラウドサービス上で取り扱う情報の安全性確保	データベースの安全性を確保するためにID、パスワード等でアクセスを制御できること。また、ID、パスワードは厳密に管理すること。	11 クラウドサービス上で取り扱う情報の安全性確保	(1)データベースの安全性を確保するためにID、パスワード等でアクセスを制御できること。また、ID、パスワードは厳密に管理すること。
12 利用者の意思によるクラウドサービス上で取り扱う情報の確実な削除・廃棄	(1)契約書に記載された期日に達した際、自動あるいは手動によりデータを削除すること。 (2)削除したデータは再現できないことを、契約書等を通じて利用者に示すこと。	12 利用者の意思によるクラウドサービス上で取り扱う情報の確実な削除・廃棄	(1)契約書に記載された期日に達した際、自動あるいは手動によりデータを削除すること。削除したデータは再現できないことを、契約書等を通じて利用者に示すこと。
13 利用者が求める情報開示請求に対する開示項目や範囲の明記	(1)利用者が請求する情報開示請求事項や範囲について、情報を提供すること。 (2)ただし、指定された範囲が情報セキュリティの確保の観点で公開できない場合、その理由を示すことで開示範囲を制限することができる。	13 利用者が求める情報開示請求に対する開示項目や範囲の明記	(1)利用者が請求する情報開示請求事項や範囲について、情報を提供すること。ただし、指定された範囲が情報セキュリティの確保の観点で公開できない場合、その理由を示すことで開示範囲を制限することができる。
14 利用するクラウドサーバの安全性対策	(1)クラウドサービスは、情報セキュリティ監査の観点から各種の認定・認証制度の適用状況等サービス及び当該サービスの信頼性が十分であることが必要である。よって、総合的・客観的に評価できるクラウドサーバにてサービスを提供していること。 (2)クラウドサーバは、安全なデータセンター(IDC)で稼働している必要がある。そこで、データセンター(IDC)の客観的な安全性評価として、JDCC(特定非営利活動法人日本データセンター協会)が制定した、日本国内のデータセンターに求められる信頼性を実現するための指標であるファシ	14 利用するクラウドサーバの安全性対策	(1)クラウドサービスは、情報セキュリティ監査の観点から各種の認定・認証制度の適用状況等サービス及び当該サービスの信頼性が十分であることが必要である。よって、総合的・客観的に評価できるクラウドサーバにてサービスを提供していること。 (2)クラウドサーバは、安全なデータセンター(IDC)で稼働している必要がある。そこで、データセンター(IDC)の客観的な安全性評価として、JDCC(特定非営利活動法人日本データセンター協会)が制定した、日本国内のデータセンターに求められる信頼性を実現するための指標であるファシリティスタ

	リティスタンダードでティア 3 相当以上の環境下で稼働していることを必須とし、契約書等を通じて利用者に示すこと。		ンダードでティア 3 相当以上の環境下で稼働していることを必須とし、契約書等を通じて利用者に示すこと。
15 サービス運営・提供会社	(1)蓄積するデータおよび情報は、機密性、可用性、安全性を確保しなければならない。 (2)サービス運営・提供会社は、確実かつ不断に情報セキュリティ確保していることを JISQ27001 の資格取得をもって客観的に評価されていることを示すこと。 (3)JISQ27001 の資格取得状況は、契約書等を通じて利用者に示すこと。	15 サービス運営・提供会社	(1)蓄積するデータおよび情報は、機密性、可用性、安全性を確保しなければならない。 (2)サービス運営・提供会社は、確実かつ不断に情報セキュリティ確保していることを JISQ27001 の資格取得をもって客観的に評価されていることを示すこと。 (3)JISQ27001 の資格取得状況は、契約書等を通じて利用者に示すこと。
16 その他	(1)サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は地震、火災、雷、停電（以下「地震等」という。）に対する対策が施された国内の建物に設置すること。またデータのバックアップを行い、地震等発生によるデータの破壊等に対応できる体制をとること。 (2)運用管理端末について、使用するファイルのウイルスチェックを行う。許可されていないプログラムのインストールを行わせない等セキュリティを考慮する。また、技術的ぜい弱性に関する情報を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。上記を踏まえて、導入する組織が求めるセキュリティ要件を満足できること。 (3)サービスの提供は、日本国の法令が適用されること。	16 その他	(1)サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は地震、火災、雷、停電に対する対策が施された国内の建物に設置すること。またデータのバックアップを行い、地震等発生によるデータの破壊等に対応できる体制をとること。 (2)運用管理端末について、使用するファイルのウイルスチェックを行う。許可されていないプログラムのインストールを行わせない等セキュリティを考慮する。また、技術的ぜい弱性に関する情報を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。上記を踏まえて、導入する組織が求めるセキュリティ要件を満足できること。 (3)サービスの提供は、日本国の法令が適用されること。

(削る)

第 11 条 エゾシカ狩猟に関わる安全対策

[略]

第 12 条 無人航空機の飛行

[略]

第 2 章 材 料

第 1 節 適 用

第 13 条 適用範囲

[略]

6 その他

受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第 11 条 エゾシカ狩猟に関わる安全対策

[略]

第 12 条 無人航空機の飛行

[略]

第 2 章 材 料

第 1 節 適 用

第 13 条 適用範囲

[略]

第2節 木材等

第14条 木 材

[略]

第3章 共通施工

第1節 落石雪害防止工

第15条 落石防止網工

[略]

第4章 治山

第1節 土工

第16条 治山ダム土工

第2節 なだれ予防工

第17条 吊柵、吊枠

[略]

第3節 標識工

第18条 山地災害危険地区標識板

[略]

第4節 コンクリート工

第19条 コンクリートの採用基準
(標準仕様書第3章第3節の規定に基づく)

[略]

第5章 林道

第1節 掘削工

第20条 切土施工

[略]

第2節 盛土工

第21条 盛土方法

[略]

第3節 残 土

第22条 残土処理工

[略]

第4節 植 生 工

第23条 筋 芝 工

[略]

第2節 木材等

第14条 木 材

[略]

第3章 共通施工

第1節 落石雪害防止工

第15条 落石防止網工

[略]

第4章 治山

第1節 土工

第16条 治山ダム土工

第2節 なだれ予防工

第17条 吊柵、吊枠

[略]

第3節 標識工

第18条 山地災害危険地区標識板

[略]

第4節 コンクリート工

第19条 コンクリートの採用基準
(標準仕様書第3章第3節の規定に基づく)

[略]

第5章 林道

第1節 掘削工

第20条 切土施工

[略]

第2節 盛土工

第21条 盛土方法

[略]

第3節 残 土

第22条 残土処理工

[略]

第4節 植 生 工

第23条 筋 芝 工

[略]

第24条 種子吹付工及び播種工
〔略〕

第5節 柵工

第25条 編柵工
〔略〕

第26条 木柵及び丸太柵工
〔略〕

第27条 鉄線かご工
〔略〕

第6節 排水施設工

第28条 側溝工
〔略〕

第29条 横断溝
〔略〕

第30条 集水ます工
〔略〕

第31条 流木除け工
〔略〕

第32条 流末工
〔略〕

第33条 法面排水工
〔略〕

第7節 基礎工

第34条 床掘
〔略〕

第35条 フーチング基礎工
〔略〕

第8節 道路付属施設工

第36条 路側防護柵工
〔略〕

第37条 標識工
〔略〕

第9節 無筋、鉄筋コンクリート（レディーミクストコンクリート）

第38条 品質
〔略〕

第10節 擁壁工

第39条 鋼製擁壁工
〔略〕

第40条 簡易鋼製土留壁工
〔略〕

第41条 木製土留・擁壁工
〔略〕

第24条 種子吹付工及び播種工
〔略〕

第5節 柵工

第25条 編柵工
〔略〕

第26条 木柵及び丸太柵工
〔略〕

第27条 鉄線かご工
〔略〕

第6節 排水施設工

第28条 側溝工
〔略〕

第29条 横断溝
〔略〕

第30条 集水ます工
〔略〕

第31条 流木除け工
〔略〕

第32条 流末工
〔略〕

第33条 法面排水工
〔略〕

第7節 基礎工

第34条 床掘
〔略〕

第35条 フーチング基礎工
〔略〕

第8節 道路付属施設工

第36条 路側防護柵工
〔略〕

第37条 標識工
〔略〕

第9節 無筋、鉄筋コンクリート（レディーミクストコンクリート）

第38条 品質
〔略〕

第10節 擁壁工

第39条 鋼製擁壁工
〔略〕

第40条 簡易鋼製土留壁工
〔略〕

第41条 木製土留・擁壁工
〔略〕

第 42 条 擁壁施工時における断面形状等の設計変更

第 11 節 橋 梁 下 部

第 43 条 適用すべき諸基準
[略]

第 12 節 橋 梁 上 部

第 44 条 適用すべき諸基準
[略]

第 13 節 工場製作工

第 45 条 材 料
[略]

第 14 節 路 体 強 化 工

第 46 条 一 般
[略]

第 47 条 砂利敷
[略]

第 48 条 路面整正
[略]

第 49 条 除 草
[略]

第 50 条 側溝整備
[略]

第 51 条 小崩土除去
[略]

第 52 条 安全対策等
[略]

(削る)

第 42 条 擁壁施工時における断面形状等の設計変更

第 11 節 橋 梁 下 部

第 43 条 適用すべき諸基準
[略]

第 12 節 橋 梁 上 部

第 44 条 適用すべき諸基準
[略]

第 13 節 工場製作工

第 45 条 材 料
[略]

第 14 節 路 体 強 化 工

第 46 条 一 般
[略]

第 47 条 砂利敷
[略]

第 48 条 路面整正
[略]

第 49 条 除 草
[略]

第 50 条 側溝整備
[略]

第 51 条 小崩土除去
[略]

第 52 条 安全対策等
[略]

林道工事施工管理基準（林業専用道に係る一部緩和）

- 1 受注者は、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、以下の「出来形管理基準」により施工管理を行うものとする。
なお、以下に定められていない工種については、「森林整備保全事業施工管理基準」により施工管理を行うものとする。

出来形管理基準

区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	
土工	掘削工 ・土取場	基準高	-100 以内	施工延長 4 0 m につき 1 箇所。延長 4 0 m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 「-」側は規格値の範囲内とし、「+」側は、規格値を超えても構造上支障がないと認められる場合には承認。	
		法長	Sℓ < 5m		-100 以内
			Sℓ ≥ 5m		-4% 以内

盛土工 ・残土処 理工	基準高		—100 以内	施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 「—」側は規格値の範囲内とし、「+」側は、規格値を超えても構造上支障がないと認められる場合には承認。
	法長	S ℓ < 5m	—100 以内	
		S ℓ \geq 5m	—2% 以内	
	幅		—100 以内	

- 2 受注者は、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、以下の「写真撮影基準」により施工管理を行うものとする。
 なお、以下に定められていない工種については、「森林整備保全事業工事写真管理基準」により施工管理を行うものとする。

写真撮影基準

区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
出来形 管理写真	土工	伐開	施工状況	施工前	100mに1回
		除根		施工後	
		段切	施工状況、 幅、深さ	施工前 施工後	1施工単位ごとに1回
		切土 土取り	地山の状況	施工前	100m又は1施工単位に1回
			土質等の判別	施工中	土質が変わると又は1施工単位に1回
			のり長	施工後	100m又は1施工単位に1回
		盛土 残土	基礎地盤の状況	施工前	100m又は1施工単位に1回
			盛り立て状況	施工中	100mに1回
			締固め状況	施工中	1施工単位又は締固め方法ごとに1回
		盛土、 残土、 のり面	締固め状況	施工中	40m又は1施工単位に1回
路盤工	施工状況、幅、 厚さ	施工中 施工後	施工状況は1施工単位または100mに1回、 幅、厚さは100m以下ごとに1回		

林道工事施工管理基準（路体強化工）
〔略〕

林道工事施工管理基準（掻均し）
〔略〕

林道工事施工管理基準（路体強化工）
〔略〕

林道工事施工管理基準（掻均し）
〔略〕